

新宿区在宅重度心身障害者介護人休養助成事業実施要綱

平成26年1月29日付 25新福障経第2224号 部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の重度心身障害者を常時介護している者(区が他の事業で派遣している同居の親族以外の介護人を除く。以下「介護者」という。)に、身体的・精神的負担を軽減するための休養の機会を与えるため、介護人の雇用費を助成することにより、重度心身障害者への円滑な介護を促進し、もって福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この助成を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、新宿区の区域内に住所を有し、東京都重度心身障害者手当を受給している者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- ① 65歳以上の者(すでに受給している者を除く)
- ② 伝染病予防法の規定により医療機関に収容されるべき者
- ③ 医学的管理下において保護する必要のある者

(申請)

第3条 受給資格者がこの助成を受けようとするときは、在宅重度心身障害者介護人休養助成申請書(第1号様式)により申請するものとする。

(助成の決定)

第4条 区長は、第3条の申請があったときは、受給資格の有無及び介護人休養助成の適否について必要な調査を行い、受給資格があると認めた者(以下「受給者」という。)には、次条に掲げる介護時間を記載した新宿区在宅重度心身障害者介護人休養助成介護券(第2号様式。以下「介護券」という。)を交付し、受給資格がないと認めたときは、在宅重度心身障害者介護人休養助成非該当通知書(第3号様式)により当該申請をした者に通知する。

(介護券の種類及び支給枚数)

第5条 介護券は、受給者の選択により次の枚数を支給するものとし、年度途中の申請にあつては、2か月ごとに半日券1枚相当を減じて支給する。ただし、全日券1枚は半日券3枚に、8時間券1枚は半日券2枚に相当するものと換算して支給することができる。

- ① 半日券 年6枚
- ② 8時間券 年3枚

③ 全日券 年2枚

(介護内容)

第6条 この助成により対象となる介護の内容は、次に掲げるもののうち受給者の必要とする用務とする。

① 食事の世話

② 身の回りの世話

③ 医療機関等との連絡

④ その他必要な用務

(家事援助者)

第7条 この助成を利用するときは、受給者及び介護者が家事援助者(3親等内の親族は除く。以下「選定家事援助者」という。)を選定する。

(助成額)

第8条 前条による介護券により助成できる額は、介護券1枚につき次の額とする。

① 半日券 4,000円

② 8時間券 8,000円

③ 全日券 12,000円

(助成金の支払)

第9条 選定家事援助者は、請求書(第4号様式)に受給者が使用した介護券を添付し、介護終了後速やかに区へ請求するものとする。

(届出)

第10条 受給者に次の事由が生じたときは、すみやかに在宅重度心身障害者介護人休養助成異動届(第5号様式)により、区長に届け出るものとする。

① 死亡したとき。

② 新宿区の区域内に住所を有しなくなったとき。

③ 第2条第1項に規定する資格要件を備えなくなったとき。

④ この制度による助成を辞退するとき。

(介護券の返還)

第11条 この制度による助成を辞退したとき、又は偽りその他不正の手段によりこの助成を受けようとしたとき、区長は、その者の受給資格を取り消し、すでに支給した介護券を返還させることができ

る。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年2月20日63新保管第1979号)

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年2月15日元新保管第1938号)

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年2月20日2新保管第2163号)

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年2月24日3新保管第2135号)

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年2月23日4新保管第2159号)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年2月15日5新福障第1774号)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年2月1日6新福障第1353号)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年2月9日7新福障第1415号)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月23日11新福障第1763号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月25日22新福障第1895号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年1月29日25新福障第2224号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。